

## **エ 居住実態が把握できない児童及び無戸籍の学齢児童生徒**

### **(ア) 居住実態を把握できない児童**

自治体が居住実態を確認できない児童のいる世帯については、海外に転出している場合や、住民票の転出届を提出せずに他自治体に転出し、転出先でも転入届を提出していない場合を考えられ、DVや借金等の問題を抱えていることが想定されます。また、児童虐待のリスクも考えられることから、各自治体が連携して把握に努めているところです。

国の調査では、平成26年5月1日時点で居住実態が把握できない児童（全国2,908人、本県9人）について、各自治体が調査した結果、平成26年10月20日時点において、本県では全員の居住実態が把握できましたが、全国で141人が把握できない状況であることがわかりました。

### **(イ) 無戸籍の学齢児童生徒**

女性が元夫との離婚後300日以内に出産した子について、別に血縁上の父がいること等を理由として出生の届出をしないなどの経緯により戸籍に記載のない者については、身元を証明することができないために社会生活上、様々な不利益を被ることがあるほか、各種の行政サービスを受ける上で困難が生じています。

戸籍や住民票の有無にかかわらず、学齢児童生徒の保護者には義務教育諸学校に子を就学させる義務がありますが、無戸籍の学齢児童生徒の中には、保護者が就学できないと誤解している場合や、DV等の問題により就学が困難になっている場合が考えられます。

平成27年3月時点国が把握した無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果によると、全国で142人の無戸籍の学齢児童生徒が確認され、うち1人は就学をしていない状況が明らかになりました。

また、無戸籍の学齢児童生徒は、要保護・準要保護児童生徒として認定されているケースもありますが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの支援を受けていない場合が多く、家庭の養育力に課題のあるケースも報告されています。教育現場と福祉等の関係機関との連携を密にして必要な支援に確実につなげていくことが重要です。

## 2 子どものライフステージに見られる貧困の状況

「1 子どもを取り巻く社会の状況」のとおり、近年、子どもを取り巻く社会の状況は大きく変化し、リーマンショック後の急速な経済悪化や、非正規雇用労働者の増加、ひとり親家庭の増加等の要因が重なり合う中で、世帯収入が減少し、子どもの貧困が深刻化している状況があります。

また、児童虐待やいじめ、不登校などの問題の背景に、貧困が要因としてあることが推察されます。

ここでは、子どものライフステージ別に見られる貧困の状況について、現状と課題を整理します。

### ○妊娠期～幼児期

#### (1) 支援の必要な妊産婦

市町村では、妊娠届出時に保健師等による面接を行い、チェックシートによるアセスメントの実施など、支援が必要な妊産婦を把握し、個別支援につなぐ体制の整備に努めていますが、妊娠届出時のみでは十分に拾いきれない場合があります。

また、妊娠中に妊婦健康診査を受けないまま、飛び込み出産に至るケースや、産後の妊娠届出等も散見されています。

県では平成26年度より、医療機関や市町村等が連携を図りながら、心身の不調や家庭環境の問題等を抱える妊産婦を早期発見し継続的な支援へつなげる「県妊産婦支援事業」により、体制整備に取り組んでいるところです。主に医療機関において支援が必要な妊産婦を把握した場合に市町村に通知するもので、平成26年5月から平成27年3月末までの連絡票の活用実績を見ると、203件のうち、約4分の1の49件（延べ件数）は、経済的問題を抱えていたことが分かりました。ほかに育児不安55件、未受診妊婦36件、生活能力が低い34件、支援者不在33件等が報告されており、これらの問題を抱えたまま出産、育児をすることによって、貧困や心身の不調、児童虐待等のリスクが高まることが懸念されます。

また、実績の約半数については、市町村が初めて支援の必要性を認識した妊産婦であり、全体の把握が困難であることが推測されます。

今後はさらに、支援の必要な妊産婦をもれなく早期に把握し、妊娠期から継続した支援や産後、早期に支援・介入することが求められています。

## (2) 子育てに関する不安や孤立

産後うつは、子育ての不安や孤立感が引き金となって1割程度の発症リスクがあるとされています。育児ストレスの軽減が有効であり、早期からの支援・介入が必要です。また、出産時の入院期間の短縮化、核家族化、子どもとの関わりの経験不足等により、出産後早期に支援を必要とする母子も存在します。さらには、「望まない妊娠」などの場合、妊娠・出産が女性に与える精神的・身体的影響は、子どもの健康や養育に大きく影響します。

全国の虐待死事例（心中を除く）の全体人数に対する0歳児の割合が高く、近年は4割を超えて推移しており、乳幼児健診未受診等の虐待リスクが高い家庭への対応不足が指摘されています。

子育てに関する不安や孤立の解消を図り、児童虐待の発生を予防していくため、児童相談所及び市町村は、医療機関や要保護児童対策地域協議会※の活用など地域の関係機関と連携しながら、支援の必要な世帯を早期に把握し、支援を開始することが求められています。

※虐待や非行等の問題を抱える要保護児童について早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し適切な連携の下で対応することを目的として、県及び市町村が設置。

[表 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移（全国）]

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	総数
人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	256
割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	37.4%	58.2%	44.0%	40.8%	45.1%	43.1%	44.5%	44.0%

※第1次報告平成15年7月1日から同年12月末日を対象期間とする第1次報告から、平成25年4月1日から平成26年3月31日を対象期間とする第11次報告までの推移

※割合：各報告における心中以外の虐待死事例に占める0歳児の割合

※第1次報告は、対象期間が平成15年7月1日から同年12月末日(半年間)、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで(1年3か月間)と、対象期間(月間)が他の報告(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)と異なる。

(厚生労働省「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について」)

## (3) 社会的養護のあり方

社会的養護とは、保護者のない児童や家庭において、適切な養育を受けることができない児童を児童養護施設や里親等のもとで養育し保護することであり、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念として取り組んでいます。

社会的養護が必要な子どもに対し、社会全体で「あたりまえの生活」を保障することが重要であり、子どもを可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係のもとで育てることができるよう、里親やファミリーホームの優先利用、また施設であってもより小規模な単位で生活できるよう整備することが必要です。

また、里親委託を推進するため、里親登録数の増加及び里親のサポート体制の整備が求められています。